栃 木 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

議 事 録
議事要旨

（　整理番号　０３０２　）
第２回　栃木地方最低賃金審議会　　令和３年７月２９日　公開

開　催　日　時	令和３年７月２９日（木）		１３時３０分～１４時３５分
開　催　場　所	宇都宮市明保野町１－４　宇都宮第２地方合同庁舎５階大会議室		
開　催　状　況	公益を代表する委員	出席　４　人	定数　５　人
	労働者を代表する委員	出席　５　人	定数　５　人
	使用者を代表する委員	出席　５　人	定数　５　人
主　要　議　題	１　令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達） ２　最低賃金法第 25 条第５項及び第６項に基づく関係労使の意見聴取について ３　その他		

議事録・議事要旨	議　　事　　録

事務局	ただ今から、令和３年度第２回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。 ―　定数の確認　― 公益代表委員の荻原委員が欠席。 委員 15 名中 14 名の出席があり、最低賃金審議会令第５条第２項により３分の２以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。 ―　傍聴者の報告　― 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果９名の傍聴申込みがあり、抽選の結果８名となったが、本日１名欠席のため、７名が傍聴することを報告。 それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
太田会長	それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。

	傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようお願いします。 なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしくお願いします。 それでは最初に、議題（１）の「令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について」ですが、中央最低賃金審議会において、引上げ額の目安に関する答申がなされておりますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	―　中央最低賃金審議会の目安に関する答申内容等説明　―
太田会長	ただ今の事務局の説明に関して、何か御質問などございますか。
各代表委員	―　質問等なし　―
太田会長	特に御質問などがないようであれば、次に進みます。
太田会長	次に議題(２)の「関係労使からの意見聴取について」ですが、７月５日開催の第１回審議会において、審議の結果、これを第２回審議会の場で行うこととなり、その後、意見を述べようとする者から、意見書の提出を求める旨の公示を行った結果、「とちぎコープ労働組合」、「佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン」の代表者からそれぞれ意見書が提出されており、審議会において意見発表を行いたい旨の申し出がなされています。 関係労使からの意見聴取については、全体の意見発表時間として１０分程度、一人当たり５分程度としており、本年度は、意見発表を申し出ている２団体より意見発表いただくことといたします。 それでは最初に、「とちぎコープ労働組合」から推薦のありました永吉さんより、意見発表を行っていただきたいと思います。 事務局は、案内してください。
事務局	―　参考人を意見発表席に案内　―
太田会長	ただ今より、「とちぎコープ労働組合」の永吉さんから、意見を発表いただきますが、発言要旨については、お手元の資料の 387 ページ、資料№Ⅳ－１－２にありますので、皆様、御準備いただきたいと思います。 それでは、発表時間を５分程度で、時間厳守にて発表をお願いします。
参考人	私は、2021 年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出いたしました「2021 年度の栃木地方最低

	賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。 １．「働く人々をめぐる全般的な状況」 現在、非正規労働者は 2,064 万人を超え、非正規率は 36.9%となり、賃金が 200 万円以下のワーキングプアが 14 年連続で 1,000 万人以上になっています。また、相対的貧困率は、2018 年度は 15.4%となり、約６万人に一人が相対的貧困になっています。OECD 経済審査報告書によると、日米欧主要７カ国のうち、日本は米国に次ぐ２番目に高い比率になっています。貯蓄ゼロの世帯は、二人以上世帯で 23.6%、単身では 38%に達し「働く貧困層」が増えています。 一方、日本で 100 万ドル以上の金融資産を保有する人は 302 万人となり、アメリカ、中国に次ぐ世界第３位になっていて、富裕層と５億円以上の資産を持つ超富裕層が更に増え続けています。 ２．「生協労連の調査に見る小売・流通業の労働者の暮らし」 生協労連が毎年実施している「2021 年春闘準備のための生活実態アンケート」では「非正規」のみの収入で生活している割合が高いことがわかりました。年代別では若い世代と高年齢層での割合が高くなっています。時間給者（厚生年金未加入）では、過半数が 55 歳以上、1/3 超が 60 歳以上となりました。 また、同じく生協労連が取り組んでいる今回の「パート労働黒書Ⅷ」では、生協やその関連会社などで働く人からの聞き取りや手記から、今社会が克服すべき多くの課題が見えてきました。本日、資料として提出しておりますので、是非ご覧いただきたいと思います。①.賃金を大幅に上げ、納めた税金を社会保障に回し、安心して暮らせる社会にすること。②.最低賃金が 1,500 円になれば、休みをとって体を休ませる時間が持てること。③.貯金を取り崩しながらの生活、自分が倒れたらと不安があること。④.子どもが、親や家庭の都合で進学や部活など制約される実態にあること。⑤.今の生活が精一杯の状態で、未来の生活が考えられないこと。⑥.病院に行きたくてもすぐにはいけないという実態があること。 とちぎコープで働く労働者にも聞き取りを行いました。 お一人目は、女性、60 代で、スーパーマーケットで、再雇用で働くアルバイト職員です。この方は一人暮らしで、１日 3.5 時間、週５日勤務で時給 885 円ですが、年金と生協の給与収入で 10 万円位です。「とても生活できません。わずかな貯金を取り崩して生活をしております。以前はダブルワークをしていましたが、シフトの関係で辞めてしまいました。将来がとても不安です。」と言っています。60 代ではダブルワークをしようにも、体力的にもきつく、そもそも雇ってくれるところもありません。 もう一人も女性 60 代で、限定正社員としてスーパーマーケットで部門のチーフとして働いています。「限定とはいえ正社員なので１日８時間労働で月給制、いわゆる限定でない正社員と同じ責任を持たされており、給与も時間給にすれば 1,500 円に近い金額ではあります。

	しかし、子供二人との三人家族で、一人は障害を持ち、もう一人は飲食業なのでコロナでほとんど収入が途絶えています。実質一人の給与で、三人の暮らしを賄っています。家計の中で負担になっているのは、食費と寒い時期では電気・ガス代です。その他毎月の病院代とか、いろいろあります。安定した暮らしがしたいです。楽に暮らせる、毎月の生活がしたいです。出るのは支払いばかりなので、まったく老後の蓄えはありません。あと５万円位はあったらと思います。」と訴えていました。 「再雇用になり賃金が下がったため、老後が不安」、「コロナで残業代が減り、トリプルワークを始めた」、「倹約のため友達との付き合いも断ってきた」など、生協を働く人々をめぐる実態は、ますます過酷な状況になっています。こうした生活実態は、いうまでもなく生協や小売業・サービス業のみならず、非正規かつ最低賃金すれすれで働く、多くの労働者が置かれている現実です。 ３．「景気回復と普通に働けば人間らしく暮らせるために最低賃金引上げを」 コロナ禍の中だからこそ、コロナの危機を乗り切るためには最低賃金を大幅に引上げ、労働者の消費購買力を高めることで、地域経済を活性化させることが必要です。 栃木県の最低賃金は 854 円。全労連が全国で取り組んだ最低生計費試算調査では、どの地域でも時間額 1,500 円以上が必要と分かりましたがその額には程遠く、格差と貧困がますます拡大している中で、私たちは誰もが人間として自分らしく生き、働き、暮らせる社会にするために、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実現を、声を大にして強く訴えます。 最後に、本審議会に置かれましては、私たち日本国民が安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、とちぎコープ労働組合の意見陳述とさせていただきます。 以上です。
太田会長	ただ今の意見発表について、御質問等はありますか。
各代表委員	―　質問等なし　―
太田会長	質問などがないようですので、「とちぎコープ労働組合」永吉さんの意見発表を終了とします。 事務局は、案内してください。
事務局	―　参考人を案内　―
太田会長	続いて、「労働組合わたらせユニオン」から推薦のありました嶋田さんより、意見発表を行っていただきたいと思います。

	事務局は案内してください。
事務局	― 参考人を意見発表席に案内 ―
太田会長	ただ今より、「労働組合わたらせユニオン」の嶋田さんから、意見発表いただきますが、発言要旨については、お手元の資料 393 ページ、資料№Ⅳ－２－２になりますので、皆様、御準備いただきたいと思います。 それでは、発表時間を５分程度で、時間厳守にて発表をお願いします。
参考人	本年も意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。佐野地区労とわたらせユニオンを代表して意見陳述を行います。わたらせユニオンの書記長の嶋田です、よろしくお願いいたします。 私たちは、ここ数年間の最低賃金審議会の意見書、意見陳述の中で、日本の最低賃金の金額は最低賃金法の目的に合致していないということで、引上げ額ではなく、最低賃金法の目的に合致する最低賃金とは何か、その最低賃金の水準の議論をすべきと訴えてきました。 最低賃金は、最低賃金法第９条の三原則、その中の特に中小企業の賃金改定状況いわゆる第４表を重要資料として決定してきました。2007 年の法改正で生活保護との整合性ということが取り入れられ、生活保護との逆転現象の解消が行われてきました。2014 年に逆転現象が解消された以降は最低賃金の改正は、政府からの時々の事情ということで３％の引上げであるとか、あるいは昨年のように目安が据え置きとかになってきて、それがどこに根拠があるのかが明確になっておりません。今年も中賃の目安は 28 円とされていますが、28 円という目安の根拠はどこにあるのか、最賃委員の皆様は地賃の審議するに当たり、根拠が何かについては非常に迷うところではないかと思います。 そこで私たちが考えるのは、やはり最低賃金の水準とは何か、ここを議論すべきであると思います。そこで改めて我々が 1,500 円を主張することについて、これから陳述したいと思います。 なぜ 1,500 円なのか、日本政府も批准している IL0131 号条約や 135 号勧告では、最低賃金の水準決定の要素として「労働者及びその家族の必要」をあげています。 2007 年の最低賃金法の改正によって、最低賃金と生活保護のとの整合性が導入され、毎年、最低賃金審議会において、最低賃金と生活保護との比較がされています。いわゆる生活保護との逆転現象は、2014 年に全ての都道府県で解消したとされていますが、比較対象としているのは若年単身者の生活保護基準額です。IL0 基準を参考に、宇都宮市における 42 歳の母親と 14 歳の中学生という一人親世帯の生活保護基準と比較してみました。宇都宮市における生活保護基準額は、生活扶助基準額、母子世帯加算額、児童養育加算額、住宅扶助基準額、教

	育扶助加算額の合計 194,435 円になります。ほかに冬における燃料代となる冬季加算とか、病院の医療扶助があります。 　栃木県の最低賃金額 854 円で、週 40 時間フルタイム月 173.8 時間働けたとしても、家計手取り収入は 173,869 円にしかなりません。しかしながら、最低賃金近傍で働く人たちは、子供の学校の行事等で休む機会も多いため、母親が働けるのは毎月勤労統計の実労働時間である 150 時間程度なので、家計手取り収入は 161,680 円にしかなりません。 　もし、時給 1,000 円になったとして、週 40 時間フルタイムで働いた場合の収入は 192,355 円となり、冬季加算や医療扶助を除けば生活保護基と同じくらいになります。 　時給 1,500 円で、政府が目標とする年間 1,800 時間、毎月 150 時間働いた場合 222,099 円となり、ようやく逆転現象が解消し、生活保護基準額よりも最低賃金で得られる家計の手取り収入が多いと言えます。ですから、私たちは 1,500 円が最低賃金の水準を決めるに当たり、妥当な数字であると考えています。 　日本の母子世帯の「母の就業率」は世界の中でも非常に高い数字ですが、相対的貧困率は先進国で最悪レベルにあります。子供がいるために長時間働けない、仕事と子育てを両立することができず、非正規で働き、最低賃金近傍で働いている人が多いことが要因です。最低賃金を 1,500 円とすることを目標に、実現のための対策、工程をどうするかという議論が必要になっています。 　私たちも、直ちに 1,500 円にしたら、何等か問題はと考えますと。ただ、1,500 円という目標を立て、そこに到達するまでに、例えば３年とかあるいは５年とか、どういう対策をとったら問題なく実現できるのか、そのような議論をするべきと考えます。 　以上です。
太田会長	ただ今の意見発表について、御質問等はありますか。
各代表委員	―　質問等なし　―
太田会長	質問などがないようでしたら、「労働組合わたらせユニオン」の嶋田さんの意見発表を終了といたします。 　事務局は、案内してください。
事務局	―　参考人を案内　―
太田会長	それでは、先ほどの意見発表及び提出のあった意見書の内容も十分に踏まえ、今後の審議に反映させていきたいと思います。 　公労使の代表委員の方々は、よろしくお願いいたします。 　次に議題（３）のその他ですが、事務局より資料が提出されておりますので、簡潔に説明してください。

事務局	― 資料説明及び賃金改定状況調査の集計誤りについて報告。 第４表の栃木県が属するＢランクの上昇率、令和２年度0.4%から0.7%に訂正。令和３年度マイナス0.1%から0.1%に訂正。この訂正は、７月７日に開催された第３回目安小委員会に報告され、議論の結果、昨年度の目安審議の結果には影響がないことが確認された旨を報告。 ―
太田会長	ただ今、事務局から資料及び賃金改定状況調査の集計誤りについて、説明がありましたが御質問などございますか。
各代表委員	― 質問等なし ―
太田会長	特に御質問などがないようであれば、賃金改定状況調査結果の訂正の報告を受けて、昨年度の栃木県最低賃金額改正決定の審議への影響について検証する必要があると思います。 当審議会の資料として、昨年度も中央最低賃金審議会における目安審議の結果が提供されています。併せて賃金改定状況調査結果の第４表も提供されています。これらの資料は、当審議会の審議に当たって重要な資料の一つであります。 中央における７月７日の第３回目安小委員会での議論では、今回の数値誤りにより、昨年の中央最低賃金審議会の目安審議の結果には影響がないとされたとのことです。 また、本審議会では、様々なデータ、例えば春闘賃上げ結果、名目GDP、消費者物価指数、有効求人倍率など、県内の経済状況を含めた様々のデータを踏まえて検討してきました。結果として、本県の実情に応じた最低賃金を公労使で審議してきたものであります。 これらを総合的に判断いたしますと、今回の調査結果の誤りにより、昨年度の本審議会の審議結果が変わるものではないと判断しますが、委員の皆様の御意見はいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。
各代表委員	― 異議なし ―
太田会長	それでは、事務局から中央最低賃金審議会事務局に対し、最低賃金の審議に関わる調査統計について、細心の注意を払うよう要請いただくとともに、事務局作成の資料についても引き続き誤りのない資料の提供をお願いします。 そのほかに、御質問などございますか。
各代表委員	― 質問等なし ―
太田会長	特に御質問などがないようであれば、今後の日程等について、事務

	局より説明をお願いします。
事務局	―　日程等説明　―
太田会長	ただ今の事務局の説明に関して、何か御質問などございますか。 特に無いようであれば、委員の皆様、その他に何かございますか。
各代表委員	―　質問等なし　―
太田会長	特に無いようであれば、最後に、本日の議事につきましては、審議会運営規程第７条第１項の規定により議事録を作成し、同条第２項の規定により公開といたします。 議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
各代表委員	―　労使それぞれの代表委員で協議　―
太田会長	それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。 以上で、第２回栃木地方最低賃金審議会の審議は全て終了しました。 これをもって、閉会といたします。